平成２７年（フ）第９０７号
大阪府大東市灰塚１丁目１番８号
破産者　有限会社中島工作所
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５６号
大阪市鶴見区今津北２丁目２番１号
破産者　有限会社ティー・エー・エス・カンベ
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６０号
大阪市住吉区庭井１丁目３番15号
破産者　フォーディーテック株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４３号
大阪市生野区新今里４－５－12
破産者　株式会社ＳＨＡＭＲＯＣＫ
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８号
青森県上北郡東北町大字大浦字寒水頭39番地55
破産者　株式会社Ｄｏｍｏあおもり
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
青森県上北郡東北町大字大浦字寒水頭39番地55
破産者　株式会社Ｄｏｍｏアグリ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
秋田県能代市万町１番10号、商業登記簿上の本店所在地秋田県能代市柳町１番１号
破産者　株式会社秋田あかつきや
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６９号
愛知県一宮市あずら３丁目11番26号
破産者　清凉　　守
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１１６号
愛知県稲沢市祖父江町山崎鶴塚10番地
破産者　野村毛織株式会社
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５２４号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目22番10―407号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目25番４号
破産者　勝連　有宇
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市昭和通３丁目90番地１　尼崎ＫＲビルディング303号
破産者　株式会社キューブエッグ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県揖保郡太子町矢田部257番地の６
破産者　株式会社北栄運輸
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県たつの市新宮町篠首264番地１
破産者　株式会社縁屋
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２２７号
長崎県諫早市飯盛町後田2549番地
破産者　有限会社峯養魚場
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３１号
茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木23番地18
破産者　鈴木　貴宏
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
茨城県つくばみらい市高岡112番地４、前住所福島県郡山市富田町字丸山２番地の111
破産者　杉山　富男
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１４号
茨城県つくば市二の宮２丁目10番地４　ニュー木村ハイツ111号
破産者　大久保樹一
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
茨城県石岡市若松２丁目５番32号
破産者　開田　正信
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３０３号
札幌市南区簾舞２条１丁目５番22号　スズキハウス
破産者　藤井　初惠
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
群馬県前橋市上泉町1590番地１　コートアレイ102号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市朝日町４丁目24番７号
破産者　人見　　忠
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部